

# 委託契約書

一般社団法人日本家畜商協会会長 松山 幸雄（以下「甲」という。）  
と  
（以下「乙」という。）は、  
「協会預託事業データ入力作業等の運用支援業務」に係る委託について、次の  
とおり委託契約を締結する。

## （委託業務内容）

第1条 甲は、「協会預託事業データ入力作業等の運用支援業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は第5条により成果物を甲に納入するものとする。

2 委託業務の内容は、以下のとおりとする。

- （1）参加組合員の新規登録や修正
- （2）新規導入される肉用牛の登録や販売情報の登録等のデータ入力
- （3）預託牛導入情報、預託牛精算情報、預託牛基本情報及び融資情報等の帳票出力
- （4）誤情報のチェックと家畜商協会への報告及び指示の受領と実行。
- （5）乙が行う協会預託牛の情報システムによる在庫確認に係る運用支援

## （委託業務の遂行）

第2条 乙は、本契約に基づく委託業務の遂行について常に甲と密接な連絡をとり、必要な協議を行うものとする。

## （委託費及びその支払方法）

第3条 甲は、第1条の委託業務に要する次の費用（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。

委 託 費 用 金 円  
(内消費税 円)

2 甲の指示により委託業務の処理内容、条件等に著しい変更が生じた場合又は著しい経済事情の変動等により前項の委託費を変更する必要があると甲が認めた場合は、甲乙協議の上、前項の委託費を変更することができる。

3 乙は、第1項に定める委託費を甲に請求できるものとし、甲は、委託業務の成果物の検収後、1ヶ月以内に委託費を乙に支払うものとする。

## （報告義務）

第4条 甲が必要に応じて委託業務に関する報告を乙に求めたときは、乙は、甲に速やかに報告しなければならない。

(成果物)

第5条 乙が甲に納入する成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 参加組合員の新規登録や修正データ
- (2) 新規導入される肉用牛の登録や販売情報の登録等の入力データ
- (3) 預託牛導入情報、預託牛精算情報、預託牛基本情報及び融資情報等の出力帳票
- (4) 誤情報のチェックと家畜商協会への報告及び指示の受領と実行の結果を記載した書類。
- (5) 乙が行う協会預託牛の情報システムによる在庫確認に係る運用支援結果を記載した書類。
- (6) 作業内容及び日付等を記入した作業実績報告書

(納入期限)

第6条 乙は、前条に定める成果物を令和5年3月31日までに納入するものとする。

(検収)

第7条 甲は、乙が納入した成果物を甲が定める方法により検査の上、合格した成果物を受領する。その際、不合格となった物件については、その原因が乙の責めに帰すべきものと認められる場合は、乙は、甲の指示に従い、甲の定める別の期日までに、無償でこれを補修する。

(保証)

第8条 甲が成果物を受領した後、12ヶ月以内に当該成果物に瑕疵を発見した場合は、乙は、無償でこれを補修する。

(機密漏洩の禁止)

第9条 乙は、本契約に基づく業務の実行により知り得た甲の事実を他に漏らしてはならない。

(電子計算機の使用)

第10条 甲は、委託業務遂行のため、必要に応じ甲が設置使用する電子計算機、施設、建物の一部及びその付帯施設並びに備品について、乙の使用を認める。

(損害賠償)

第11条 乙の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合には、乙は、甲に対し、賠償の責に任ずる。

2 前項の賠償額及び支払方法は、甲が定める。

(契約の委託及び権利義務譲渡の禁止)

第12条 乙は、本契約の履行を第三者に委託し、又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。

(その他)

第13条 甲は、本契約により納入された成果物の加除修正、変更の必要が生じた場合は文書により通知し、乙は、速やかに対処するものとする。

2 前各条のほか、本契約に関して疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都中央区新川2丁目6番16号  
甲 一般社団法人 日本家畜商協会  
会 長 松山 幸雄

乙